

一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

女性職員が活躍できる職場として雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 令和8年3月1日 ～ 令和12年3月31日までの5年間

2、目標1 現在、女性の正職員比率が61.8%、管理職比率が58.21%であるため管理職に占める女性割合を70%以上とする。

【対策】

令和8年3月～

各事業所に適正な管理職が配置されその役割が明確になっているかを調査する。

令和9年4月～

調査によって把握した実態に対する検討課題に対して、改善検討する。

令和10年4月～

管理業務、役割組織体制について継続的に調査、分析、改善を行う。

目標2 職員の有給取得率を50%以上とする。

【対策】

令和8年3月～ 令和9年3月 職員の毎月の有給取得状況の把握をする。

令和9年4月～ 各施設の有給休暇取得率を施設長会議等で周知する。

令和10年4月～ 各施設の有給休暇取得率の向上に対する計画を策定する。

令和11年4月～ 有給休暇取得率の向上に対する計画に基づいた各施設での取り組み結果を振り返り、目標達成に向けた計画の見直しを行う。